

『書式と理論で民事手続——訴訟から執行までのやりとり』

(2008年6月25日 第1版第2刷発行 ISBN: 978-4-535-51573-4)

——改訂表——

戸籍法・住民基本台帳法が改正・施行（2008年5月）されましたので、
該当部分につき以下に差替えます。

この情報は、弊社ホームページの「ダウンロードコーナー」にも掲載しています。

株式会社 日本評論社 <http://www.nippyo.co.jp/download/>

◆ 目次 viii頁 第1部 第2章 書式8 を以下に差替え

書式8-1~4 戸籍謄本・住民票の写し等請求書

◆ 41頁 5 住民票等 (1) 住民票の請求 を以下に差替え

(1) 住民票の請求

住民票とは1967(昭和42)年に制定された「住民基本台帳法」に基づいて作成されているものですが、その後何度か改正がなされ2008年5月に施行されたものが現在に至っています。

- ① 一般には、他人のものを請求することはできませんが、弁護士の場合、特定の請求書で入手することができます。

この請求には、職務上請求書式8-2(実物は藤色のNo.Bの用紙)と業務上請求書式8-4(実物はレモン色のNo.Dの用紙)の2種類の用紙を使い分けます。

職務上請求 裁判手続又は裁判外における紛争処理手続の代理の場合・刑事弁護人等として請求する場合など

業務上請求 破産管財人・成年後見人・遺言執行者等として請求する場合など

この請求書は事務局が弁護士の職印を持参して弁護士会で購入することができます。取り扱いには細心の注意を払うことが必要で紛失や目的外使用など絶対にあってはならないことです。

請求用紙には一番下の右隅にNo.A, B, C, Dの後に通し番号が入っていますが、弁護士会はこの番号でどの弁護士が購入したのか記録をしています。必ず購入した弁護士が使用するようにならなければなりません。

他の士業(司法書士や行政書士等)にも入手できる公的証明が定められておりそのための請求があります。

- ② 自治体により手数料は異なりますが、1通200円から400円位です。

- ③ 住民票は、以前はその人の住所のある市区町村役場の住民課や市民課で請求しなければなりませんでした。コンピュータ化により広範囲で入手可能になってきています(例えば、京都市民の場合、市内のどこの区役所、並びに市指定の駅などに設置されている証明書発行コーナーでも可)。

直接窓口に出向いても郵送でも交付してもらうことができます。

郵送の場合には職務上請求書・返信用封筒(切手を貼ること)・定額小為替を同封してください。

- ④ 職務上請求書(No.B用紙)の記入方法(堀川一郎さんの住民票請求)

請求の種類別 → 住民票の写しを○で囲む

住所・本籍 → 京都市上京区堀川通丸太町角町5番地

世帯主・筆頭者の氏名 → 堀川 一郎

法12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項 → 本籍

請求に係る者の氏名 → 世帯員全員

利用目的 → 自己の権利を行使し、又は自己の義務を……

利用目的の内容 → 堀川一郎の父の死亡にともなう遺産分割協議書作成のため

業務の種類 → 相続人の確定業務

依頼者の氏名又は名称 → 堀川 一郎

請求者 → 京都御苑法律事務所の住所 弁護士 和気清麿

登録番号 → 和気清麿弁護士の日本弁護士連合会への登録番号

使者 → 使者として直接窓口申請に出向く者の住所・氏名・押印（認印で可）

弁護士会によっては事務職員の顔写真付きの身分証明書を発行しているので窓口で提示を求められることもあります。郵送の場合は、使者の欄は記入の必要はありません。

◆ 48 頁 5 住民票等 (3) 除票 (資料 17) を以下に差替え

(3) 除票

引越しや死亡により従来の市区町村の住民でなくなった場合、その住民票は除票となります。

除票は 5 年間当該市町村役場で保存されます。

住民票と同様で直接窓口に行っても郵送でも申請できます。手数料も同一です。

請求書の除票の写しを○で囲み請求します。

◆ 55 頁 6 戸籍謄本等 (3) 戸籍の種類等 ①～③を以下に差替え

① 一般には、他人のものを請求することはできませんが、弁護士の場合、特定の請求書で入手することができます。

この請求には、職務上請求書式 8-1 (実物は若草色の No.A の用紙) と業務上請求書式 8-3 (実物はさくら色の No.C の用紙) の 2 種類の用紙を使い分けます。

② 手数料は大体以下のとおりです。

戸籍謄本 1 通 450 円位

改製原戸籍・除籍謄本 各 1 通 750 円位

戸籍附票 1 通 200 円～400 円位

③ 本籍地の市区町村役場の窓口でも郵送でも交付してもらうことができます。

郵送の場合には請求書・返信用封筒 (切手を貼ること)・定額小為替を同封してください。

〔日本弁護士連合会統一用紙〕

戸籍謄本等職務上請求書(戸籍法10条の2第3項から第5項までの規定による請求)

平成 年 月 日

長 殿

請求の種別	戸籍 ・ 除籍 ・ 原戸籍	謄本 ・ 抄本	通
本 籍			
筆頭者の氏名			
請求に係る者の氏名	氏名(フリガナ) 生年月日 M T S H 年 月 日		
利用目的の種別(注1)	請求に際し明らかにしなければならない事項		
1 裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政上の紛争処理手続の代理業務に必要な場合(法10条の2第4項)	事件の種類, 代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的		
2 刑事弁護人等として請求する場合(法10条の2第5項) (注2)	業務の別及び戸籍の記載事項の利用目的		
3 上記1及び2以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合(法10条の2第3項)	業務の種類:		
	依頼者の氏名又は名称:		
	依頼者について該当する事由 法10条の2第1項: <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 上記に該当する具体的事由:		
請求者 (注3) 事務所所在地 事務所名 氏 名 登録・電話番号	弁護士会所属 登録番号 第 号 電話番号		職印
使者(事務職員限定) 住 所 (注4) 氏 名	住 所 氏 名		印

〔本用紙の使用方法に関するお問合せは 日本弁護士連合会事務局 電話(03)3580-9841(代)〕

(注1) 該当する番号に○を付す。

(注2) 刑事弁護人等とは、刑事弁護人、少年保護事件の付添人、医療観察法3条の付添人、人身保護法上の代理人、民事訴訟法35条1項の特別代理人、その他法10条の2第5項に記載されているものをいう。(法10条の2第5項)

(注3) 弁護士法人が請求する場合は、事務所の所在地及び法人の名称、代表者氏名及び届出番号を記載する。この場合、「登録番号」を二重線で削除し、「届出番号」を記載する。なお、法10条の2第4項1号かっこ書参照。

(注4) 使者が事務職員身分証明書を有しない場合は、使者の自宅住所を記載する。事務職員身分証明書を有する場合は、事務所住所を記載する。

(ご注意) 本請求書は、個人情報保護の重要性に鑑み、慎重に取り扱い、購入された会員以外ご使用にならないようお願い致します。

〔日本弁護士連合会統一用紙〕

戸籍謄本等職務上請求書(戸籍法10条1項又は10条の2第1項による請求)〔弁護士業務用〕

平成 年 月 日

長 殿

請求の種別	戸籍 ・ 除籍 ・ 原戸籍	謄本 ・ 抄本	通
本 籍			
筆頭者の氏名			
請求に係る者の 氏名	氏名(フリガナ) 生年月日 M T S H 年 月 日		
利用目的の種別(注1)	請求に際し明らかにしなければならない事項(注5)		
1 自己の権利を行使し、又は義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合	権利又は義務の発生原因及び内容		
	権利の行使又は義務の履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由		
2 国又は地方公共団体に提出する必要がある場合	提出すべき国又は地方公共団体の機関		
	提出を必要とする事由		
3 その他戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合	戸籍の記載事項の利用目的及び方法		
	その利用を必要とする事項		
請求者 (注3) 事務所所在地 事務所名 氏 名 登録・電話番号	弁護士会所属 登録番号 第 号 電話番号 職印		
使者(事務職員限定) 住 所 (注4) 氏 名	住 所 氏 名 印		

〔本用紙の使用方法に関するお問合せは 日本弁護士連合会事務局 電話(03)3580-9841(代)〕

(注1) 該当する番号に○を付す。

(注2) 弁護士法人が請求する場合は、事務所の所在地及び法人の名称、代表者氏名及び届出番号を記載する。この場合、「登録番号」を二重線で削除し、「届出番号」を記載する。なお、法10条の2第4項1号かつこ書参照。

(注3) 成年後見人の場合は登記事項証明書又は後見開始の審判書の写しなどを添付する。

(注4) 使者が事務職員身分証明書を有しない場合は、使者の自宅住所を記載する。事務職員身分証明書を有する場合は、事務所住所を記載する。

(注5) 成年後見人等の戸籍法10条第1項に基づく請求の代理請求を行う場合は、1, 2, 3の理由の記載に代えて、3の欄に成年後見人等法定代理人の資格、成年被後見人の氏名及び成年被後見人等と請求に係る者との関係(本人、配偶者、直系尊属又は直系卑属)のみを記載する。

(ご注意) 本請求書は、個人情報保護の重要性に鑑み、慎重に取り扱い、購入された会員以外ご使用にならないようお願い致します。

〔日本弁護士連合会統一用紙〕

住民票の写し等職務上請求書(住民基本台帳法12条の3第1項等による申出)〔弁護士業務用〕

平成 年 月 日

長 殿

請求の種別	住民票の写し・住民票記載事項証明書・戸籍の附票の写し・除票の写し	通
	住民基本台帳の閲覧	
住所・本籍	(注1)	
世帯主・筆頭者の 氏名	(注1)	
法12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項 (注2)	<input type="checkbox"/> 世帯主についてその旨 <input type="checkbox"/> 世帯主の氏名及び世帯主との続柄 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> その他 ()	
請求に係る者の 氏名	氏名(フリガナ) 生年月日 M T S H 年 月 日	
利用目的 (該当するものに チェック)	<input type="checkbox"/> 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を する必要がある者 <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関に提供する必要がある者 <input type="checkbox"/> その他、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者	
利用目的の 具体的内容		
請求者 (注3) (注4) 事務所所在地 事務所名 氏名 登録・電話番号	弁護士会所属 職印 登録番号 第 号 電話番号	
使者(事務職員限定) 住所 (注4) 氏名	住所 氏名 印	

〔本用紙の使用方法に関するお問合せは 日本弁護士連合会事務局 電話(03)3580-9841(代)〕

(注1) 戸籍の附票を請求する場合は本籍及び筆頭者名を各々記載する。

(注2) 基礎証明事項とは、法7条1号から3号まで及び6号から8号までに定める事項(氏名、生年月日、性別、住民となった年月日、住所、届出年月日、従前の住所等)をいい、これ以外の住民票の記載事項が記載された写し等を求める場合はその求める事項を記載する。

(注3) 弁護士法人が請求する場合は、事務所の所在地及び法人の名称、代表者氏名及び届出番号を記載する。この場合、「登録番号」を二重線で削除し、「届出番号」を記載する。なお、法10条の2第4項1号かっこ書参照。

(注4) 成年後見人の場合は登記事項証明書又は後見開始の審判書の写しなどを添付する。

(注5) 使者が事務職員身分証明書を有しない場合は、使者の自宅住所を記載する。事務職員身分証明書を有する場合は、事務所住所を記載する。

(ご注意) 本請求書は、個人情報保護の重要性に鑑み、慎重に取り扱い、購入された会員以外ご使用にならないようお願い致します。